

**新居浜市・別子山村合併協議会
第3回会議**

参 考 資 料

**平成14年6月3日(月) 13時から15時
新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室**

新居浜市・別子山村合併協議会

参 考 資 料 目 次

参考資料 9	合併の期日について -----	1
参考資料 10	地域審議会の設置の取扱いについて -----	2
参考資料 11	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて -----	4
参考資料 12	農業委員会の委員の任期等の取扱いについて -----	13
参考資料 13	地方税の取扱いについて -----	18
参考資料 14	使用料、手数料等の取扱いについて -----	26
参考資料 15	公共的団体（補助団体を含む）等の取扱いについて -----	35
参考資料 16	事業費補助金等の取扱いについて -----	60
参考資料 17	消防団の取扱いについて -----	73
参考資料 18	慣行の取扱いについて -----	76

参考資料 9 協議第 9 号関係（合併の期日）

合併の期日

市町村の合併に係る協議を始めてから、総務大臣の告示により最終的に合併の効力が発生することになるまでには、市町村建設計画の作成や、その他市町村の合併に関する様々な協議事項の決定、合併関係市町村の議会や県議会の議決などが必要です。

合併の期日については、法律上の定めはなく、その関係する地方公共団体で協議を行い合意に達すれば決定できます。

合併期日を平成 15 年 4 月 1 日とする理由は、

(1) 議員の任期の関係

(2) 行政組織等の関係

新年度から組織体制が確立され、効率的な行政運営が図れるとともに、年度区切りで住民サービスに支障をきたさない。

(3) 予算の関係

年度当初から合併後の市として予算執行が可能であり、早期に新市建設計画に着手できる。

以上のことから、合併の目標期日は平成 15 年 4 月 1 日が望ましいと考えられる。

地域審議会（合併特例法第 5 条の 4）

「地域審議会」の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものです。

地域審議会は、

合併関係市町村の協議により

期間を定めて

合併関係市町村の区域であった区域ごとに

設置することができることとされており（法第 5 条の 4 第 1 項）、その任務は、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べることとされています。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされています（法第 5 条の 4 第 2 項）。

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません（法第 5 条の 4 第 3 項）。

また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければなりません（法第 5 条第 8 項）。

地域審議会の具体的な役割等については、次のようなことが考えられます。

新市町村の関係区域に係る事務に関して

- ・ 合併市町村の長の諮問に応じて審議する
 - 市町村建設計画の変更、執行状況、予算の執行等
- ・ 合併市町村の長に必要と認める事項につき意見を述べる
 - 公共施設の設置・運営管理
 - 福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施等

【市町村の合併の特例に関する法律】(抜粋)

(地域審議会)

第五条の四 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱い（合併特例法第 6 条、第 7 条）

市町村の編入合併が行われると、編入する新居浜市議会の議員の身分には影響はないものの、編入される別子山村議会の議員はすべてがその身分を失うことになります。

しかし、合併特例法には、その特例が定められています。

この特例は、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の議員の定数の総和に比べ大幅に減少する機会が多いことから、激変緩和のために設けられているものです。

特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければなりません。

編入合併の場合

編入合併の場合、定数特例又は在任特例のいずれかを適用することができます。また、在任特例を適用した場合、合併後最初の一般選挙については、定数特例を適用することができます。

定数特例（法第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項）

新居浜市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、別子山村に選挙区を設け（第 3 項）その選挙区に次の算式で得られた定数（増加定数）を、新居浜市の議員定数（旧定数）に加えた数をもって、新居浜市の議会の議員の定数とすることができます（第 2 項）。

この場合、合併時に編入された選挙区について増員選挙が行われることとなります。

増加定数 = 編入する新居浜市の旧定数 × (別子山村の人口 ÷ 新居浜市の人口)

増加定数に端数があるときは四捨五入し、増加定数が 0.5 未満となる場合にはこれを 1 とします。

また、この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができます（第 5 項）。その際には、合併時の増員選挙の場合と同様に、別子山村の区域に選挙区が設定されることとなります（第 6 項）。

在任特例（法第 7 条第 1 項、第 3 項）

別子山村の議会の議員で新居浜市の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、新居浜市の議会の議員の残任期間に相当する期間、引き続き新居浜市の議会の議員として在任することができます。

合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、別子山村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができます。

【市町村合併に伴う議員の定数・在任に関する特例一覧表】

	編入合併の場合	
地方自治法による原則	<p>編入をする市町村の議員の身分には変動がなく、編入される市町村の議員はその身分を失う。</p> <p>ただし、合併により人口が急増した場合には議員定数が増加させることができる。この場合、増員選挙を行う事由の生じた日（ 1 ）から50 日以内に増員選挙を行う。（次ページ 1 ）</p>	
合併特例法による特例	定数特例	<p>編入する市町村の条例定数（合併前の定数）に人口比率を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数とし、編入される市町村ごとに選挙区を設けて増員選挙を行う。</p> <p>この増員選挙は、これを行う事由の生じた日（ 1 ）から50日以内に行う。</p> <p>編入する市町村の議員の身分に変動はない。（次ページ 2 ）</p>
	在任特例	<p>編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に相当する期間、引き続き在任する。（次ページ 3 ）</p>
	<p>合併時に左記の「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙において、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、左記の「定数特例」による定数によることができる。</p> <p>（次ページ 4・5 ）</p>	

1 「事由の生じた日」 = 選挙管理委員会が公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日

編入合併の際の増員選挙 地方自治法第91条第4項（15年1月1日以降は第5項）
公職選挙法第34条第1項・第113条第2項

議会の議員の特例について

地方自治法第91条に規定する上限 34人

	条例定数	任期満了日	
新居浜市	34人	15.5.1	ただし、H15.1.1以後定数は30人となる。
別子山村	8人	15.4.29	

編入合併における議会の議員の特例パターン

1 原則（特例措置の適用なし）

別子山村 8人	合併	新居浜市の条例定数		
		34人	30人	
新居浜市 34人		選挙なし H15.4.1	一般選挙 H15.5.1	一般選挙 H19.5.1

2 定数特例（法第6条第2項・3項）

編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することが、最初の一般選挙までできる。

別子山村 8人	合併	編入先の残任期間	
		増加定数 1人	
新居浜市 34人	編入合併特例定数	在任数 34人	新居浜市の条例定数 30人
合併期日	増員選挙 H15.4.1	一般選挙 H15.5.1	一般選挙 H19.5.1

編入合併特例定数の増加定数（端数は四捨五入、1未満は1とする）

$$\text{増加定数} = \frac{\text{編入する市町村の旧定数} \times (\text{編入される市町村の人口})}{\text{編入する市町村の人口}}$$

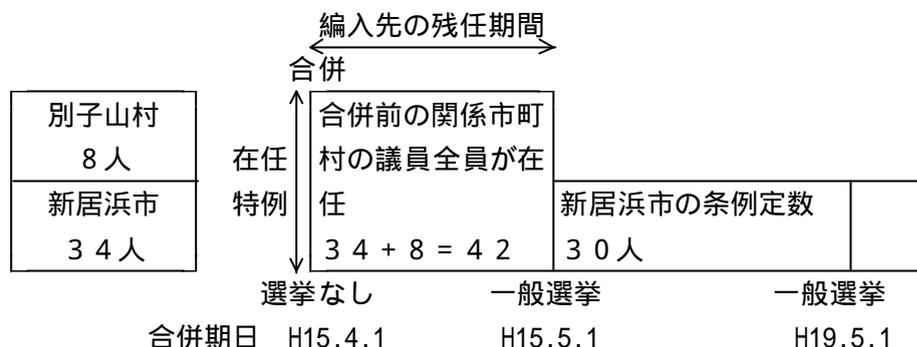
1人 34人（新居浜市） 277人（別子山村） 125,539人（新居浜市）

人口は、平成12年国勢調査で試算する

この35人を編入合併特例定数という

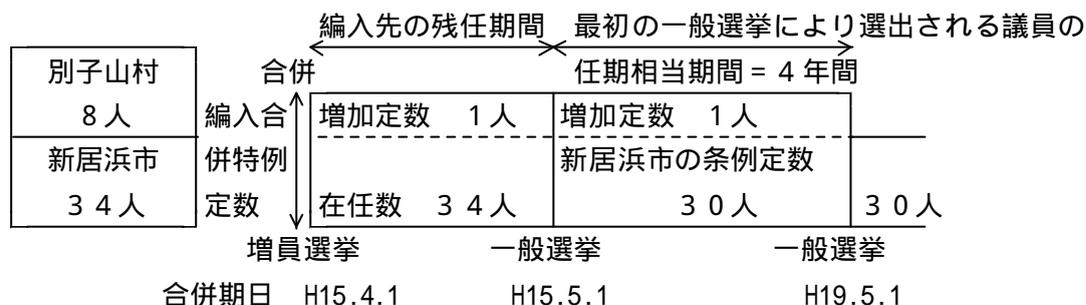
3 在任特例（法第7条第1項）

編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の一般選挙までその議員でいることができる。



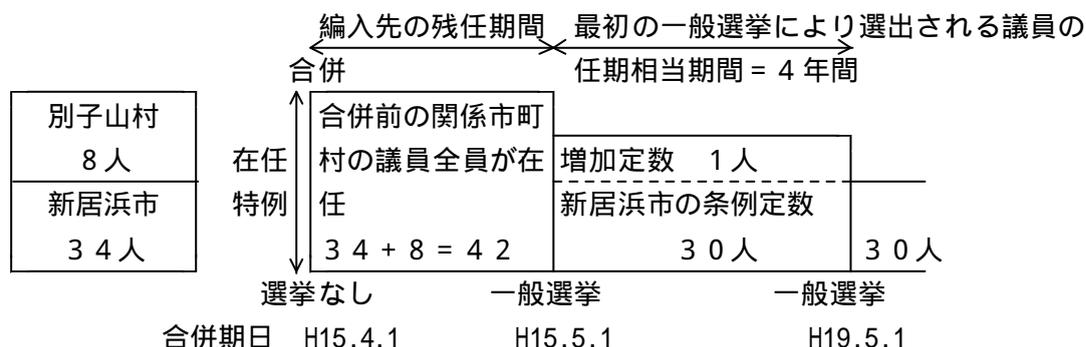
4 定数特例（法第6条第2項・3項）+ 定数特例（法第6条第5項・6項）

編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することが、編入先の2回目の一般選挙までできる。



5 在任特例（法第7条第1項）+ 定数特例（法第7条第3項）

編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の一般選挙までその議員でいることができ、更に最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することができる。



地方自治法第91条による定数は、現在人口15万人未満5万人以上で36人だが、法改正により平成15年1月1日以降10万人以上20万人未満で34人となる。新居浜市の条例定数は、平成13年3月市議会において議員の定数を30人と定められた。施行は、地方自治法と同じく、平成15年1月1日である。

【市町村の合併の特例に関する法律】(抜粋)

(議会の議員の定数に関する特例)

第六条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以上「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項」と、同法百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第四項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第六条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。

市町村議会議員の退職年金に関する特例について

地方公務員等共済組合法第161条第1項では、市町村の議会の議員が在職12年以上で退職したときは、退職年金が支給されることになっています。

ところが、市町村の合併が行われると、合併前の市町村の議会の議員は、その任期の途中で議員の職を失い、退職年金の受給資格を得られないことも考えられるため、合併特例法第7条の2で、次の特例が定められています。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上である者であるものとみなす。

2 省 略

したがって、

合併しなかった場合の当該合併関係市町村の議員の任期が満了すべき日前に退職
在職期間が12年未満

在職期間と退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間
が12年以上

のすべてに該当する合併関係市町村の議会の議員については、退職年金受給資格が付与
されます。

なお、当該特例措置の適用を受ける者に対する退職年金の額の算定については、次のと
おり、その在職期間に応じて割り落しがあります。(第7条の2第2項)

在 職 期 間	退 職 年 金 の 年 額
12年以上13年未満(本来の受給資格者)	標準報酬年額の150分の50
11年以上12年未満	標準報酬年額の150分の45
10年以上11年未満	標準報酬年額の150分の41
9年以上10年未満	標準報酬年額の150分の37
8年以上9年未満	標準報酬年額の150分の33

議 会

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1. 議員定数	法定数 36人 現員数 34人(平成15年1月1日から30人)	法定数 12人 現員数 8人	特例法の適否	1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。 2 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。
2. 定例会	回数 4回 招集月 3月・6月・9月・12月招集	回数 4回 招集月 3月・6月・9月・12月招集		
3. 常任委員会	委員会名称 人数 総務委員会 9人 教育福祉委員会 9人 産業環境委員会 8人 都市建設委員会 8人	委員会名称 人数 総務委員会 4人 経済委員会 4人		合併時に新居浜市の制度に統一する。
4. 議会運営委員会	議会運営委員会 8人	無		〃
5. 特別委員会	委員会名称 人数 開発振興対策特別委員会 8人 道路交通網整備促進特別委員会 8人 文化・学園都市調査特別委員会 8人 少子・高齢化対策特別委員会 8人	無		〃

議 会

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
6. 議会刊行物	議会ハンドブック(改選期ごと)(4年に1回) 議会月報 本会議ごと 市議会会議録 本会議ごと 市政概要 年1回	無		合併時に新居浜市の制度に統一する。
7. 事務局	10名 (専任)	2名 (兼務)		〃
8. 報酬	議長 592,000円 副議長 537,000円 委員長 498,000円 議員 498,000円	議長 186,000円 副議長 157,000円 委員長 153,000円 議員 150,000円		〃
9. 行政視察旅費	一人あたり 常任委員会 165,000円 議会運営委員会 165,000円 特別委員会 90,000円 委員会(個人) 187,000円	費用弁償 2,600円		〃
10. 議員任期	平成15年5月1日	平成15年4月29日		〃

農業委員会の委員の任期等に関する取扱い（合併特例法第 8 条、農業委員会等に関する法律第 3 4 条）

農業委員会は特別の事情がある場合を除いて、原則として市町村に一つ置かれ、その委員は、選挙による委員（選挙委員）及び選任による委員（選任委員）によって構成されています（農業委員会等に関する法律（以下この項において「農業委員会法」という。）第 3 条第 1 項、第 4 条）。

委員の定数と任期は、選挙による委員については農業委員会法第 7 条及び第 15 条に、選任による委員については同法第 12 条及び第 15 条において、それぞれ定められています。

市町村合併が行われた場合の農業委員会の委員の任期等については、農業委員会法における特例措置と合併特例法における特例措置とがあり、どちらの特例措置を適用するかによって事務手続が異なるので、十分注意しなければなりません。

農業委員会法に基づく特例措置（農業委員会法第 34 条）

農業委員会は、1 市町村 1 農業委員会が原則ですが、市町村長は、その区域を 2 以上に分けて、その区域ごとに農業委員会を置くことができます（農業委員会法第 3 条第 2 項）。

市町村の合併が行われ、合併関係市町村に設置されていた農業委員会を、区域をそのままに合併市町村のそれぞれの農業委員会の区域とする場合、例えば、A 市に 1 つの農業委員会、B 町に 1 つの農業委員会があり、A 市と B 町が合併して C 市になり、C 市に旧 A 市を区域にする農業委員会と旧 B 町を区域にする農業委員会の 2 つの農業委員会を置くときは、従前の 2 つの農業委員会は、そのまま存続し、委員の身分には変動がないものとされています（農業委員会法第 34 条）。

合併特例法に基づく特例措置（法第 8 条）

（ 1 ）合併市町村の区域に 1 つの農業委員会を置く場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の選挙による委員として在任することができます。

【新設合併の場合】・人数：10 人以上 80 人以内

・期間：市町村の合併の日から 1 年を超えない範囲

【編入合併の場合】・人数：40 人以内

・期間：編入する合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

この特例の適用には人数の制限がありますので、この特例の対象となる農業委員会の選挙による委員の数が、合併関係市町村の協議で定めた数を超える場合は、これらの者の互選により在任する者を定めます。

（ 2 ）合併市町村の区域を 2 以上に分けて農業委員会を置く場合

農業委員会法第3 条第2 項の規定に基づいて合併市町村の区域を2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合は、同法第34 条の適用がある場合を除いて、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の選挙による委員として在任することができます。

この場合、編入合併も新設合併と同様に取り扱われます。

- ・人数：当該各区域の農業委員会ごとに、10 人以上80 人以内
- ・期間：当該各区域の農業委員会ごとに、市町村の合併の日から1 年を超えない範囲

この特例を適用する場合も人数の制限がありますので、この特例の対象となる農業委員会の選挙による委員の数が、合併関係市町村の協議で定めた数を超える場合は、これらの者の互選により在任する者を定めます。

これらの合併特例法の基づく特例を適用する場合の合併関係市町村の協議については、合併前に、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。（法第8 条第4 項において準用する法第6 条第8 項）

備 考

1 市町村に2 以上の農業委員会を置くことができるのは、市町村の面積が24,000haを超える市町村又は市町村の区域内の農地面積が7,000 ha を超える市町村とされているので、注意してください（農業委員会等に関する法律施行令第1 条の3）。

【農業委員会の委員の任期等の特例一覧】

区 分		原 則	特 例 措 置			
			内 容	根拠法令		
合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合	新設合併	在任	合併関係市町村の委員は、すべて失職するため、新たに委員を選出することになる。	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により10人以上80人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第1項、第2項	
		任期	_____			合併関係市町村の協議により合併後1年を越えない範囲で定める期間
	編入合併	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併関係市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能		合併特例法第8条第1項、第2項
		任期	_____	編入する合併関係市町村の選挙による委員の在任期間		
合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2つ以上の農業委員会を設置する場合	新設・編入合併	在任	_____	従前の農業委員会がそのまま存続し、従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項	
		任期	_____	従前の任期の残任期間		
合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としないうち2つ以上の農業委員会を設置する場合	新設・編入合併	在任	_____	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により10人以上80人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項	
		任期	_____	合併関係市町村の協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間		

【市町村の合併の特例に関する法律】(抜粋)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第八条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えず十を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第七条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第六条第八項の規定は、第一項の協議について準用する。

農業委員会

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
委員会の構成	委員の構成 定数 現在数 選挙による委員 2 5 2 5 法12条1号委員 2 2 法12条2号委員 5 5 部会の構成 農地部会 選挙 1 3 1 3 1号 1 1 2号 2 2 農政部会 選挙 1 2 1 2 1号 1 1 2号 3 3	委員の構成 定数 現在数 選挙による委員 1 0 9 法12条1号委員 1 1 法12条2号委員 1 1 部会の構成 無		1 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。 2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。 3 別子山村選挙委員2名については、新居浜市農業委員会の農地、農政部会にそれぞれ1名ずつ配置する。
選挙区	定数 現在数 第1選挙区 1 1 1 1 第2選挙区 1 4 1 4	定数 現在数 第1選挙区 1 0 9		新居浜市の第2選挙区に別子山の区域を編入する。(条例改正)
委員の任期	平成14年7月20日改選	平成14年7月20日改選		
委員の報酬	会長 月額 63,200円 会長職務代理 月額 49,500円 部会長 月額 49,500円 委員 月額 44,600円	会長 年額 95,000円 職務代理 年額 77,000円 委員 年額 77,000円 費用弁償 1,800円		合併時に新居浜市の制度に統一する。
農業委員会広報	新居浜市農業委員会だより 年1回発行	無		合併時に新居浜市の制度を適用する。
農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積(農家資格)	農地面積 30アール	農地面積 40アール		合併時に新居浜市の面積になるよう、県に働きかける。
証明手数料	耕作証明、非農地証明等1件につき300円 情報提供による資料のコピー 1枚10円	無料		合併時に新居浜市の制度に統一する。

地方税の取扱い（合併特例法第 1 0 条）

合併関係市町村相互の間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合があります。

このような場合には、合併特例法第 10 条の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く 5 年度に限って、不均一の課税をすることができるとされています。

地方税法においては、不均一課税について同法第 6 条第 2 項及び第 7 条で規定されており、第 6 条第 2 項には「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができ。」とされています。

市町村の合併においても、この地方税法の規定により不均一課税を実施することも考えられるところですが、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確ではないことから、合併特例法において、不均一課税をすることができていることを明確にしているものです。

したがって、合併を事由とする不均一課税の根拠は、この合併特例法の規定となるため、不均一課税ができる期間は、必ず、合併が行われた年度及びこれに続く 5 年度に限られることとなります。

不均一課税をすることができる要件

合併市町村が不均一の課税をすることができる要件は、次のいずれかに該当する場合には限られています。

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

市町村の合併により承継した財産又は負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

特例の範囲

合併特例法第 10 条による不均一課税の特例は、合併の日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものですが、市町村の一体性及び住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできる限り短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないものと解されています。

また、制限税率がある場合には、当然に、これを超えた不均一課税を行うことはできません。

【市町村の合併の特例に関する法律】(抜粋)

(地方税に関する特例)

第十条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税しないこと又は不均一の課税をすることができる。

地方税業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1.住民税 (1)個人市(村)民 税	納税義務者 ・市内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で 市内に住所を有しない者 均等割	納税義務者 ・村内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人 で村内に住所を有しない者 均等割	同一	
	均等割 税率 2,500円/年 (標準税率) ・非課税基準 28万円 (平成14年度)控除対象配 偶者及び扶養親族を有する場合は、控除対象配 偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×28万円 + 19 万2千円	均等割 税率 2,000円/年 (標準税率) ・非課税基準 28万円 (平成14年度)控除対象 配偶者及び扶養親族を有する場合は、控除対象 配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×28万 円 + 19万2千円	税率が異なる。 非課税基準は同一	税率については不均 一課税とする。(合併 年度のみ)
	所得割 税率 標準税率 ・非課税基準 35万円 (平成14年度)控除対象配 偶者及び扶養親族を有する場合は、控除対象配 偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×35万円 + 36	所得割 税率 標準税率 ・非課税基準 35万円 (平成14年度)控除対象配 偶者及び扶養親族を有する場合は、控除対象配 偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×35万円	同一	
	納期 第1期 6月20日から同月30日まで 第2期 8月20日から同月31日まで 第3期 10月20日から同月31日まで 第4期 翌年1月20日から同月31日まで	納期 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで	納期限が同じであり 問題なし	合併時に新居浜市 の制度に統一する。
	納税通知書 ・普通徴収 納税組合長(組合加入者)及び個人に1 期から4期分までの納税通知書を送付。 ・市外の納税者については、郵便振替用紙を同封	納税通知書 ・普通徴収 個人に1~4期までの納税通知書を送 付 自主納付	別子山村には納税 組合がないが、納税 通知の送付について は問題ない。	〃
	(2)法人市(村)民 税	納税義務者 ・市内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 + 税割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する 施設を有する法人で市内に事務所、事業所又は寮 等を有しない者及び市内に事務所、事業所又は寮等 を有する法人でない社団又は財団で代表者又は代 理人の定めのあるもの 均等割	納税義務者 ・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 + 税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する 施設を有する法人で村内に事務所、事業所又は寮 等を有しない者及び村内に事務所、事業所又は寮 等を有する法人でない社団又は財団で代表者又 は管理人の定めのあるもの 均等割	同一
均等割 標準税率		均等割 標準税率	〃	
税割 制限税率14.7%		税割 標準税率12.3%	税率が異なる。	不均一課税とする。 (合併年度のみ)

地方税業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
2.たばこ税	納税義務者 製造者 たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業	同一	
	税率 紙巻きたばこ 千本につき2,668円 品の紙巻きたばこ 千本につき1,266円	税率 紙巻きたばこ 千本につき2,668円 品の紙巻きたばこ 千本につき1,266円	〃	
	納期 当月の販売分につき 翌月末日まで	納期 当月の販売分につき 翌月末日まで	〃	
3.鉱産税	納税義務者 鉱物 の掘採の事業に対し、その鉱業者に課税する	納税義務者 鉱物 の掘採の事業に対し、その鉱業者に課税する	〃	
	税率 鉱物の価格の100分の1 ただし、鉱物の価格の合計が200万円以下である場合 100分の0.7	税率 鉱物の価格の100分の1 ただし、鉱物の価格の合計が200万円以下である場合 100分の0.7	同一	
	納期 当月の掘採分につき翌月末日まで	納期 当月の掘採分につき 翌月15日から末日まで	問題なし	合併時に新居浜市の制度に統一する。
4.入湯税	納税義務者 鉱泉 浴場における入湯に対し入湯客に課税する	納税義務者 鉱泉 浴場における入湯に対し入湯客に課税する	同一	
	税率 入湯客1人1日について 150円	税率 入湯客1人当たり 150円	〃	
	課税免除 年齢12歳未満の者 又は一般公衆浴場に入湯する者	課税免除 無	別子山村で規定を削除しているが、その適用なし	合併時に新居浜市の制度を適用する。
5.軽自動車税	納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者	納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者	同一	
	税率について同額 ただし、軽自動車四輪以上のうち専ら雪上を走行するものについて、新居浜市には課税区分はないが、別子山村のみ2,400円を課税している。		雪上車について別子山村での適用がないため、問題なし	合併時に新居浜市の制度に統一する。
	納期 4月20日から同月30日まで	納期 4月15日から同月30日まで	納期限が同じのため問題なし	〃
	ナンバープレートの再交付 弁償金 150円	ナンバープレートの再交付 弁償金 50円	弁償金の額が違う	合併時に新居浜市の制度に統一する。
	課税保留 軽自動車税の課税保留の取り扱い		新居浜市のみ	合併時に新居浜市の制度を適用する。
6.軽自動車ナンバー交付及び廃車	市民税課窓口	総務課税務係窓口	・窓口の一本化 ・交付済みの別子山村ナンバーの取り扱い	・合併時に新居浜市の窓口一本化 ・別子山村ナンバーについては、経過措置を適用するが、事務レベルで廃止できるよう協議する。

地方税業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
7.課税台帳(市民税関係)	電算(オンライン処理システム)による 個人市県民税 法人市民税 軽自動車税	軽自動車台帳等	電算化は新居浜市のみ	合併時に新居浜市の制度を適用する。
8.各種様式(市民税関係)	電算による	独自様式		合併時に新居浜市の制度に統一する。
9.申告受付	市・県民税の申告受付は、公民館11カ所及び本庁舎内	役場庁舎内総務課で実施	別子山村での申告受付をどうするか	新居浜市の申告受付に別子山村を追加する。
10.市民税課電算業務(市民税オンライン処理システム)	住民税システム(プログラム) 契約 日本アイ・ピー・エム(株) 内容 市県民税の課税 法人市民税の課税 軽自動車税の登録課税 平成13年度リース 9,116,100円		新居浜市のみ	合併時に新居浜市の制度を適用する。
	オンライン端末 契約 日本アイ・ピー・エム(株) 内容 ノートパソコン 10台 デスクトップ 2台 プリンタ 4台他 平成13年度リース 2,481,696円 保守料 446,028円 *保守料は端末2台、プリンタ4台、LAN配線他		新居浜市のみ	〃
11.固定資産税委託先及び内容等	固定資産税システム(行政管理課)	愛媛電算(株)	異なる	新居浜市の電算システムにより稼働できるよう調整するものと
	基図管理システム、固定資産(土地)管理システム(株)パスコによる電算化 資産税課...作成済みの基図、地番・家屋現況図等のデータの維持、管理、更新データ入力管理を行い、地理情報システム及び固定資産管理システムの基礎資料として利活用するシステム、又基図管理システムを基盤として運用し、当該システムで整備、管理しているデータを利用して、土地評価を行うシステム			合併後、年次計画を策定し、システム化を図る
	家屋評価システムの導入 富士通リース(株) 資産税課...評点計算、平面図作成等の家屋評価システム 【基図管理 固定資産管理 家屋評価システム支払金額】 平成13年度 器機、ソフトリース及び保守料			合併後、新居浜市のシステムで運用する

地方税業務

行政制度等の調整方針調査表

	現 況		課題	調整方針
項目 12.固定資産税	新居浜市 納税義務者 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 税率 100分の1.4(標準税率) 課税標準 固定資産税の基準年度の価格(土地・家屋・償却資産)	別子山村 納税義務者 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 税率 100分の1.4(標準税率) 課税標準 固定資産税の基準年度の価格(土地・家屋・償却資産)	同一	
	納期 第1期 4月20日から同月30日まで 第2期 7月20日から同月31日まで 第3期 9月20日から同月30日まで 第4期 12月15日から同月25日まで 納税通知書 納税組合長(組合加入者)及び個人に1期から4期分までの納税通知書を送付。市外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙を同封。	納期 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで 納税通知書 個人に1~4期までの納税通知書を送付。 村外納税者には郵便振替用紙同封。	3期、4期の納期が異なる 様式が異なる	合併後に新居浜市の制度に統一する 合併時に様式を統一する
	課税明細書 平成9年度から納税通知書と添付して送付。(納税組合加入者については封緘のうえ組合長に配達依頼)	課税明細書 平成11年度から納税通知書に同封 不均一課税 なし	様式が異なる	合併時に様式を統一する
	固定資産税過誤納金償還金支払要綱 償還金の支払いについては、還付不納となる年度以前5年度を限度とする。ただし、この期間を越えるもので償還金を算定することが可能なものについては、この限	固定資産税等過誤納返還金取扱要領 返還金については交付申請のあった日の属する年度から5年度の年度分までとする。(領収書等で納付が確認できる場合は5年度以前でも還付)	内容的にはほぼ同一	合併時に新居浜市の制度を適用する
	13.特別土地保有税	納税義務者 取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又取得者 税率 保有分 100分の1.4 取得分 100分の3 課税標準額 土地の取得価額 免税点 5,000㎡未満	納税義務者 土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 税率 土地に対するもの 100分の1.4 土地の取得に対するもの 100分の3 課税標準額 土地の取得価格 免税点 10,000㎡未満	同一
14.都市計画税	納税義務者 都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者 税率 100分の0.28 課税標準 固定資産税の課税標準となるべき価格	無	都市計画税は別子山村は課税していない	都市計画区域を設定しないため、都市計画税を課税しない
15.課税台帳(固定資産税関係)	電算による	固定資産台帳等	異なる	合併時に新居浜市の制度に統一する
16.各種用紙(固定資産税関係)	電算による	独自様式	異なる	合併時に新居浜市の制度に統一する

地方税業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
17.納税組合	<p>納税組合補助金 ・市税 ア事務費補助金 組合 90%以上の者が完納……4% 80%以上90%未満の者が完納…3% 口座で80%以上の者が完納……2% (ただし、納税額10万円が限度) 納付書1枚につき個人40円、法人150円 イ設立補助金 組合 90%以上の者が完納……200円 ウ増加補助金(完納者90%以上) 組合 増加人員9人以下……100円 増加人員10人以上19人以下…150円 増加人員20人以上…200円 納税表彰式 優良組合長、優良組合、中学生の税の作文表彰を 地方局、市、納貯連合会で実施(作文表彰は税務署 も参加) 納税貯蓄組合連合会補助 一般会計から1,265,000円 組合数 270組合</p>	無	新居浜市のみ	合併時に新居浜市の制度を適用する(ただし、一部新居浜市独自に制度見直しについて検討中)
18.口座振替制度	有	無	新居浜市のみ	合併時新居浜市の制度を適用する
19.納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金 納期前に納付した税額×0.5/100×前納した月数 前納時期 第1期納期 交付限度額 各納期納付額25万円を限度とする</p>	<p>報奨金 納期前に納付した税額×1/100×納期前の月数 前納時期 第1納期 交付限度額 なし</p>	料率及び限度額が異なる	〃
20.各種様式(収税課関係)	<p>税務証明交付申請書、督促状、催告書、納付書、郵便振替、領収証、預り証、滞納明細書、差押関係書類、執行通知、交付要求関係書類、執行停止関係書類、延滞金減免申請書、口座振替申込書、口座振替済通知書、口座振替開始通知、滞納カード、滞納整理カード、納税貯蓄組合加入脱退届出書、納税貯蓄組合総括納付書、郵便振替払込書総括納付書、還付充当通知書、窓開き封筒、納税証明書、軽自動車納税証明書、その他内部帳票等(打出しは電算に</p>		住基未電算化	合併時新居浜市の制度を適用する

地方税業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
21.税証明手数料	手数料の種類 (1件) 固定資産税評価額証明書 300円 名寄帳公函閲覧 300円 滅失証明書 300円 所得証明書 300円 事業所所在証明書 300円 納税証明書 納税に関する証明 道路運送車両法 (昭和26年法律185号)第97条の2の納税証明(継 続検査申請書)については、手数料は徴収しない。	(1件) 動産、不動産に関する証明 100円 営業又は職業に関する証明 100円 所得又は諸税に関する証明 100円 公権又は能力に関する証明 100円 身分に関する証明 100円 徴収令書、納税告知書の再発行 10円 実績無し	手数料が異なる	合併時新居浜市の 制度に統一する

使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。

なお、使用料、手数料等については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければなりません。これらの協議・調整は住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。

【地方自治法】(抜粋)

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

別子山村に定めのある使用料の取扱いについての調整方針

(単位 :円)

根拠条例	条項	項 目		金額	備考	新居浜市の金額	調整方針	
別子山村移動通信用施設の設置及び管理に関する条例	第9条	施設整備に要する事業費の1/3					現行どおりとする。	
			事業費の29/105は施設整備費分担金		同施設整備事業分担金徴収			
			残りの2/35は使用料		同施設使用料条例			
別子山村地区集会所の設置及び管理に関する条例	第9条	別に定めるところにより徴収することができる(無料)					現行どおりとする。	
別子山村福祉センター設置及び管理条例	第5条	風呂付全館	4時間	20,000	別子山村福祉センター設置及び管理条例施行規則第6条	総合福祉センター設置及び管理条例	新居浜市の設置条例の一部改正 使用料は現行どおりとする。	
		小会議室	1時間	300				
		大広間カラオケつき	1時間	1,500				
		サービスデーの使用		無料				
別子山村火葬場設置及び管理条例	第3条	村内に住所を有する者			無料	無料	新居浜市条例を適用する。	
		村内に住所を有しない者		一体につき	10,000	15,000		
別子山村葬祭具使用規則	第5条	葬儀に用いる葬祭具及びその他の用品			無料貸出	公営葬儀業者委託	当面現行どおりとする	
別子山村上水道使用条例	第20条	第1種専用栓	1戸につき給水口2個以内	月額	210		当面現行どおりとする	
			1戸につき給水口3個以上	月額	310			
		第2種共用栓	給水口1個につき	月額	520			
別子山村生活改善センター設置及び管理条例	第5条	集会室(A)	午前 9~12		700		当面現行どおりとする	
			午後 12~17		900			
			夜間 17~21		900			
			昼間 9~17		1,300			
			全日 9~21		1,900			
			午前 9~12		700			
		集会室(B)	午後 12~17		900			
			夜間 17~21		900			
			昼間 9~17		1,300			
			全日 9~21		1,900			
			共同娯楽室	午前 9~12				1,200
				午後 12~17				1,600
		夜間 17~21			1,600			
		昼間 9~17			2,400			
生活改善実習室				1,000				
共同浴場				1,000				

別子山村に定めのある使用料の取扱いについての調整方針

(単位 :円)

根拠条例	条項	項 目			金額	備考	新居浜市の金額	調整方針	
別子観光センター設置及び管理条例	第6条	室使用料	6畳	3時間まで	700	3時間を超える場合は、1時間につき2割		当面現行どおりとする	
			12畳		900				
			18畳		1,200				
			別館		800				
		食事料	朝食	大人	800				委託先へ移管
				小人	800				
			夕食	大人	1,700				
				小人	1,150				
		宿泊料	本館	大人	3,800				当面現行どおりとする
				小人	2,850				
貸テント	4人用		600		2時間以内の貸し出し		廃止する		
	6人用		800						
別子山村特産品販売施設設置及び管理条例	第5条	消費者の利用料金			無料			当面現行どおりとする	
別子山村筏津キャビン設置及び管理条例	第6号	宿泊	4人用	下限	9,000			当面現行どおりとする	
				上限	11,000				
				延長時間	1時間				500
		6人用	下限	11,000					
			上限	13,000					
			延長時間	1時間	500				
		休憩	4人用	3時間以内	3,000				
6人用									
延長時間	1時間		500						
ふるさと館設置及び管理条例	第5条				有料	金額設定無	無料	新居浜市の制度に統一する。	
別子山村立別子小中学校の施設の開放に関する細則	第2条	校庭の電灯料	別子山村森林組合の電気料金表による		有料	利用実績ほとんど無し	有料(一回710円)	面積が狭く照明の照度が低いため、夜間解放に適さず無料とする	

別子山村に定めのある使用料の取扱いについての調整方針

(単位 :円)

根拠条例	条項	項 目		金額	備考	新居浜市の金額	調整方針
別子山村立公民館設置条例	第5条	1号 1F	老人研修室 (60㎡)	1時間当たり	200	無料	新居浜市の制度に統一する。
				終日 8:30 ~ 22:00	2,000		
		2号 2F	大ホール (約 200㎡)	1時間当たり	300		
				終日 8:30 ~ 22:00	4,000		
		3号 2F	料理研修室 (約 40㎡)	1時間当たり	200		
				終日 8:30 ~ 22:00	3,000		
		4号 2F	和室研修室 (約 20㎡)	1時間当たり	100		
				終日 8:30 ~ 22:00	1,000		
		5号 2F	図書室兼研修室 (約 55㎡)	1時間当たり	200		
				終日 8:30 ~ 22:00	2,000		
		6号 2F	小会議室 (約 15㎡)	1時間当たり	100		
終日 8:30 ~ 22:00	1,000						
全館		1時間当たり	1,000				
		終日 8:30 ~ 22:00	10,000				
村民の使用料			無料				
冷房使用料		基本金の6割					
暖房使用料		基本金の4割					
別子山村民プール設置及び管理条例			無料		有料	小中学校にプールがないため教育的配慮から無料	
別子山村民グラント設置及び管理条例	第6条		無料	1年間の利用 :7日間程度	有料 (山根グラント:全面1420円)	利用の促進を図るため無料とするが、市の使用料等の見直しの際に検討する	

手数料の取扱いについての調整方針

事 項	新 居 浜 市			別 子 山 村		合併後の取扱い
	単位	金 額		単位	金 額	
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	450円		1通につき	450円	
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	750円		1通につき	750円	
戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	350円		1件につき	350円	
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	450円		1件につき	450円	
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円		1通につき	350円	
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1通につき	1,400円		1通につき	1,400円	
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1件につき	350円		1件につき	350円	
自動車の臨時運行の許可	1両につき	750円		-	-	新居浜市の制度を適用する。
印鑑に関する証明	1通につき	300円		1件につき	100円	新居浜市の制度に統一する
身分に関する証明	1通につき	300円		1件につき	100円	新居浜市の制度に統一する
住民票記載事項の証明	1件につき	300円			-	新居浜市の制度を適用する。
住民票の写し	1通につき	300円		1件につき	100円	新居浜市の制度に統一する
戸籍の附票の謄本又は抄本	1通につき	300円			-	新居浜市の制度を適用する。
租税公課に関する証明	1通につき	300円		1件につき	100円	新居浜市の制度に統一する
埋葬、火葬、改葬に関する証明	1通につき	300円			-	新居浜市の制度に統一する

手数料の取扱いについての調整方針

事 項	新 居 浜 市			別 子 山 村		合併後の取扱い
	単位	金 額		単位	金 額	
公簿、函面等の謄本又は抄本	1枚につき	300円		1枚につき	100円	新居浜市の制度に統一する
その他の証明	1事項1通につき	300円			100円	新居浜市の制度に統一する 別子山村の動産、不動産、営業、職業についてはその他証明に含む
住民票の閲覧	1件につき	300円			-	新居浜市の制度を適用する。
公簿、函面等の閲覧	1件につき	300円		1件につき	100円	新居浜市の制度に統一する
犬の登録	1頭につき	3,000円		1頭につき	3,000円	
狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円		1頭につき	550円	
犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円		1頭につき	1,600円	
狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円		1頭につき	340円	
動物の飼養又は収容の許可	1件につき	6,010円	1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合には、当該数件の申請につき		3,000円	新居浜市の制度に統一する
鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付	1件につき	3,400円			3,400円	
山林火入に関する証明		-		1件につき	100円	新居浜市の制度に統一する。 証明事務については、手数料は徴収しない。
火薬類許可		新居浜市手数料条例			別子山村手数料条例	

手数料の取扱いについての調整方針

事項	新居浜市			別子山村		合併後の取扱い
	単位	金額		単位	金額	
新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定めている大型ごみ収集等手数料		大型ごみ収集等手数料（戸別収集） エアコン 2,500 洗濯機 2,500 テレビ 2,500 冷蔵庫 3,500 自己搬入はいずれも 1,500		別子山手数料条例 例 エアコン 2,500 洗濯機 2,000 テレビ 2,000 冷蔵庫 3,000		新居浜市の制度に統一する。
納税証明書の交付手数料		300円		証明書 1枚毎	50円	新居浜市の制度に統一する。
道路運送車両法第97条の2に規定する証明書督促手数料	1通につき	100円	徴収しない	1通につき	100円	
農業委員会関係 耕作証明、非農地証明等	1枚につき	300円				新居浜市の制度を適用する。
新居浜市委託消毒手数料条例で定めている手数料					条例制定なし	新居浜市の制度に統一する。
開発行為の許可手数料		新居浜市手数料条例			愛媛県手数料条例適用	別子山村には事務の執行権限が無く手数料条例を定めていない。合併後は新居浜市の制度に統一する。
屋外広告物の許可		新居浜市手数料条例			条例なし	別子山村には事務の執行権限が無く手数料条例を定めていない。合併後は新居浜市の制度に統合する。
危険物施設許認可		新居浜市手数料条例			宇摩地区広域市町村組合消防手数料条例を適用	金額については、新居浜市の手数料と同一であり問題なし。
建築関係		新居浜市建築関係手数料条例			県への申請事務で愛媛県手数料条例適用	新居浜市の制度を適用する。
工業試験場検査手数料		新居浜市工業試験場設置及び管理条			なし	新居浜市の制度を適用する。

別子山村に定めのある道路占用料の取扱いについての調整方針

(単位 :円)

根拠条例	条項	項 目		別子山村 の金額	新居浜市 の金額	調整方針		
別子山村道路 占用料徴収条 例	第2条	道路法第32条第 1項第1号に掲げ る工作物	電柱	1本につき1年	1,500	1,000	新居浜市に統一	
			電話柱(電柱を除く)		870	930	〃	
			街灯(電柱又は電話柱を除く)		870	—	〃	
			その他の柱類		48	72	〃	
			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	990	1,400	〃	
			郵便差出箱		400	600	〃	
			広告塔		表面積 1㎡につき1年	990	4,400	〃
			送電塔	占用面積 1㎡につき1年	990	—	〃	
		その他のもの	長さ1mにつき1年	6	—	〃		
			占用面積 1㎡につき1年	990	1,400	〃		
		道路法第32条第 1項第2号に掲げ る工作物	道路法第35条に規定する事 業のために設けるもの、道路 法第36条に規定するもの及 び道路法施行令第9条に規定 する石油管	外径が、0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	36	95	〃
				外径が、0.2m以上0.4m未 満のもの		140	190	〃
				外径が、0.4m以上 1m未満 のもの		360	480	〃
				外径が、1m以上のもの		710	950	〃
	その他のもの		外径が、0.2m未満のもの	56		—	〃	
			外径が、0.2m以上0.4m未 満のもの	210		—	〃	
			外径が、0.4m以上 1m未満 のもの	550		—	〃	
			外径が、1m以上のもの	1,090		—	〃	
	道路法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積 1㎡につき1年	990	1,400	〃	
	道路法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1㎡につき1年	990	1,400	〃	
	道路法第32条第1 項第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1㎡につき1年	A*0.003	A*0.003	〃	
			階数が2のもの	近傍類似の土地の時価をA として	A*0.005	A*0.005	〃	
			階数が3のもの		A*0.006	A*0.006	〃	
		上空又は地下に設ける通路			990	2,900 1,500	〃	
	その他のもの			990	1,400	〃		
	道路法第32条第1 項第6号に掲げる	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積 1㎡につき1日	10	44	〃	
		その他のもの		占用面積 1㎡につき1月	100	440	〃	

別子山村に定めのある道路占用料の取扱いについての調整方針

(単位 :円)

根拠条例	条項	項 目			別子山村 の金額	新居浜市 の金額	調整方針	
別子山村道路 占用料徴収条 例	第2条	令第7号第1号に 掲げる物件	看板(アーチを除く)	一時的に設けるもの	占用面積 1㎡につき1月	100	440	新居浜市に統一
				その他のもの	占用面積 1㎡につき1年	990	4,400	〃
			標識		1本につき1年	760	1,100	〃
			旗竿	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10	44	〃
				その他のもの	1本につき1年	100	440	〃
			パーキング・メーター		1本につき1年	100	—	〃
			幕(令第7条第2号に掲げる工 事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積 1㎡につき1日	10	44	〃
				その他のもの	その面積 1㎡につき1月	100	440	〃
			アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	990	4,400	〃
				その他のもの		480	2,200	〃
		令第7号第2号に掲げる工事用施設及び同条例第3号に掲げる工事用材料		占用面積 1㎡につき1月	100	440	〃	
		令第7号第4号に掲げる仮設建築物及び同条例第5号に掲げる施設			100	140	〃	
		令第7号第6号に 掲げる仮設建築 物及び同条例第7 号に掲げる施設並 びに同条例第7号 に掲げる施設及び 自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積 1㎡につき1年 近傍類似の土地の時価をA として	A*0.003	A*0.006	〃
				階数が2のもの		A*0.004	A*0.009	〃
				階数が3のもの		A*0.005	A*0.011	〃
				階数が4のもの		A*0.006	A*0.013	〃
			その他のもの	A*0.003		A*0.006	〃	

公共的団体（補助団体を含む）等の取扱い

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから（合併特例法第 16 条第 8 項）、その取扱いについて協議します。

（国、都道府県等の協力等）

第十六条 1～7（省略）

- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
新居浜市自衛隊後援会	48			現行どおりとする。
新居浜市連合自治会	17,668	別子山村自治会連絡協議会	150	合併時、新居浜市に統合する。
		別子山村単位自治会(4自治会)	600	合併時、新居浜市に統合する。
新居浜地区防犯協会	10,715	三島地区防犯協会(負担金)	68	別子山村は脱退する。
新居浜地区交番駐在所連絡協議会	285			現行どおりとする。
新居浜市まちづくりサロン	7,536			現行どおりとする。
		愛媛県過疎地域自立促進協議会(負担金)	61	現行どおりとする。
全国市長会(負担金)	713			現行どおりとする。
愛媛県市長会(負担金)	86			現行どおりとする。
全国青年市長会(負担金)	30			現行どおりとする。
東予六市市長会(負担金)	50	宇摩郡町村会(分担金)	210	別子山村は脱退する。
		森林交付税議員連盟	20	別子山村は脱退する。
		森林交付税創設促進会	20	別子山村は脱退する。
愛媛社会保険協会	18	愛媛社会保険協会	5	別子山村は脱退する。
		社会経済研究財団(会費)	30	現行どおりとする。
		宇摩安全運転管理者協会(会費)	16	別子山村は脱退する。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市 金額	別子山村名称	別子山村 金額	調整方針
		アトリエUMA(補助金)	19	別子山村は脱退する。
愛媛県公平委員会連合会(会費)	11			現行どおりとする。
全国公平委員会連合会(会費)	43			現行どおりとする。
愛媛県統計協会	21	愛媛県統計協会	10	別子山村は脱退する。
ダム所在市町村全国協会(会費)	13	ダム所在市町村全国協会(会費)	13	別子山村は脱退する。
県各種事業総合協会(会費)	3	県各種事業総合協会(会費)	3	別子山村は脱退する。
発電関係市町村全国協会(会費)	18	発電関係市町村全国協会(会費)	18	別子山村は脱退する。
愛媛地域政策研究センター	60	愛媛地域政策研究センター	60	別子山村は脱退する。
瀬戸内中央都市圏構想連絡協議会	50			現行どおりとする。
国土計画協会	20			現行どおりとする。
地方行財政調査会	1,260			現行どおりとする。
新産業都市協議会	9			現行どおりとする。
四国中央サミット	67			現行どおりとする。
非核都市宣言自治体協議会	60			現行どおりとする。
原水爆禁止新居浜協議会	46			現行どおりとする。
地方自治研究機構	40			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市 金額	別子山村名称	別子山村 金額	調整方針
イベントネットワーク愛媛	5			現行どおりとする。
愛媛県離島振興協議会	222			現行どおりとする。
日本離島センター評議会	12			現行どおりとする。
		ないないサミット(会費)	10	別子山村は脱退する。
		愛媛県国土調査推進協議会	266	現行どおりとする。
		国土調査東予ブロック協議会	10	現行どおりとする。
		宇摩国土調査推進協議会	401	別子山村は脱退する。
		保土野テレビ共聴組合	50	現行どおりとする。
全国市長会地域経済対策自治体協議会(分担金)	20			現行どおりとする。
港湾都市協議会(分担金)	23			現行どおりとする。
内外情勢調査会(会費)	189			現行どおりとする。
日本広報協会(負担金)	42			現行どおりとする。
愛媛県自治連合会(総会負担金)	3			現行どおりとする。
全国生涯学習市町村協議会(負担金)	30			現行どおりとする。
生涯学習コーディネーター研修(負担金)	48			現行どおりとする。
愛媛県海外協会(負担金)	30			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
新居浜地区税務協議会	20	伊予三島地区税務協議会	15	別子山村は脱退する。
新居浜租税教育推進協議会	40	宇摩地区租税教育推進協議会	31	別子山村は脱退する。
納税貯蓄組合	29,020			現行どおりとする。
納税貯蓄組合連合会	1,265			現行どおりとする。
愛媛県出納協議会(会費)	20	愛媛県出納協議会(会費)	10	別子山村は脱退する。
財団法人 資産評価システム研究センター(会費)	90	財団法人 資産評価システム研究センター(会費)	30	別子山村は脱退する。
愛媛県農業所得標準連合会協議会(会費)	195	愛媛県農業所得標準協議会(会費)	24	別子山村は脱退する。
		日本自動車連盟(会費)	4	別子山村は脱退する。
新居浜市社会福祉協議会	50,063	別子山社会福祉協議会	9,170	合併時、新居浜市に統合する。
		愛媛県社会福祉協議会	28	合併時に脱退する。
新居浜市保護司会	1,632	宇摩地区保護司会	6	別子山村は、脱退する。
民生児童委員協議会(負担金)	1,584	愛媛県民生児童委員協議会(負担金)	3	別子山村は、脱退する。
民生児童委員協議会(補助金)	1,308	愛媛県児童委員協議会(補助金)	6	別子山村は、脱退する。
新居浜市遺族会	1,957			現行どおりとする。
新居浜市更正保護婦人会	70			現行どおりとする。
新居浜市傷痍軍人会同妻の会	100			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
新居浜家族会(精神障害者)	137			現行どおりとする。
新居浜市保育協議会	433	宇摩郡市保育協議会	10	別子山村は、脱退する。
		愛媛県保育協議会	5	別子山村は、脱退する。
新居浜市立保育所苦情解決検討委員会				現行どおりとする。
新居浜市自閉症児親の会	100			現行どおりとする。
新居浜ことばを育てる会	100			現行どおりとする。
新居浜市母子寡婦福祉連合会	300			現行どおりとする。
新居浜市食生活改善推進協議会(食生活改善推進事業補助金)	380			現行どおりとする。
新居浜市救急医療対策協議会(救急医療対策推進事業)	95	宇摩地区救急医療対策協議会	10	別子山村は、脱退する。
新居浜地区献血推進協議会(献血思想普及徹底増強事業)	100			現行どおりとする。
愛媛県人権対策協議会新居浜支部	8,000	愛媛県人権対策協議会別子山支部	17	別子山村は、脱退する。
愛媛県企業連合会新居浜支部	1,960			現行どおりとする。
県人権擁護委員連合会(負担金)	899	県人権擁護委員連合会(負担金)	2	別子山村は、脱退する。
		三島地区人権擁護委員協議会	11	別子山村は、脱退する。
愛媛県隣保館連絡協議会(負担金)	138			現行どおりとする。
県同和協会(負担金)	437	県同和協会(負担金)	50	別子山村は、脱退する。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
県企業連合会(負担金)	258	県企業連合会(負担金)	1	別子山村は、脱退する。
愛媛県精神保健協会(会費)	5	愛媛県精神保健福祉協会(会費)	5	別子山村は、脱退する。
人権啓発推進センター(会費)	150			現行どおりとする。
新居浜市中心身障害者(児)団体連合会	120	身体障害者の会	50	合併時、新居浜市に統合する。
老人クラブ(補助金)	13,124	別子山老人会(補助金)	70	合併時、新居浜市に統合する。
		若竹家族会	5	別子山村は、脱退する。
		宇摩地区保健対策協議会	10	別子山村は、脱退する。
家庭相談員全国会(会費等負担金)	7			現行どおりとする。
全国家庭相談員連絡協議会四国ブロック研修会(負担金)	47			現行どおりとする。
全国母子生活支援施設協議会(負担金)	50			現行どおりとする。
中四国ブロック母子生活支援施設協議会(負担金)	5			現行どおりとする。
愛媛児童福祉施設連合会(負担金)	79			現行どおりとする。
四国ブロック児童養護施設協議会(負担金)	25			現行どおりとする。
全国児童養護施設協議会(負担金)	78			現行どおりとする。
日本知的障害者福祉協会(負担金)	48			現行どおりとする。
愛媛県知的障害者福祉協会(負担金)	88			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
東予福祉施設会(負担金)	45			現行どおりとする。
愛媛県老人福祉施設協議会費(負担金)	186			現行どおりとする。
東予地区老人福祉施設協議会(活動費負担金)	10			現行どおりとする。
全国保健センター運営協議会(負担金)	70	全国保健センター運営連絡協議会(負担金)	50	別子山村は、脱退する。
愛媛県更生保護会	100	愛媛県更生保護会	1	別子山村は、脱退する。
新居浜市傷痍軍人会	135			現行どおりとする。
全国心臓病患者友の会	70			現行どおりとする。
新居浜市身体障害者更正会	145			現行どおりとする。
新居浜市視力障害者協会	95			現行どおりとする。
新居浜市聴覚障害者協会	85			現行どおりとする。
新居浜肢体不自由児者父母の会	145			現行どおりとする。
愛媛県原爆被害者の会新居浜支部	30			現行どおりとする。
新居浜市おもちゃ図書館「きしゃポッポ」	100			現行どおりとする。
愛媛県腎臓病患者連絡協議会新居浜支部	50			現行どおりとする。
新居浜手をつなく親の会	80			現行どおりとする。
愛媛県断酒会支部新居浜断酒会	50			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
ボランティアグループ 5団体	125			現行どおりとする。
交通安全推進協議会(補助金)	15,732	宇摩交通安全協会(補助金)	50	別子山村は、脱退する。
		宇摩交通安全協会別子山支部協会	100	別子山村は、脱退する。
新居浜市女性連合協議会	700			現行どおりとする。
日本女性会議(出席負担金)	3			現行どおりとする。
東予地区国保協議会	45	東予地区国保協議会	7	別子山村は、脱退する。
県都市国保事務研修協議会	10			現行どおりとする。
四国地区都市国保主管課長研究協議会(出席負担金)	8			現行どおりとする。
西条支局管内戸籍事務協議会	47	伊予三島支局管内戸籍事務協議会	16	別子山村は、脱退する。
愛媛県連合戸籍事務協議会	24	愛媛県連合戸籍事務協議会	6	別子山村は、脱退する。
愛媛県外国人登録事務協議会	10	愛媛県外国人登録事務協議会	2	別子山村は、脱退する。
東予地区行政相談協議会	90	東予地区行政相談協議会	30	別子山村は、脱退する。
東東予地区国民年金協議会	38	東東予地区国民年金協議会	11	別子山村は、脱退する。
愛媛県高速道路安全協議会	20	愛媛県高速道路安全協議会	20	別子山村は、脱退する。
愛媛県環境行政連絡協議会(出席負担金)	2			現行どおりとする。
愛媛県環境行政連絡協議会(環境保全専門分科会)(出席負担金)	3			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
特別高圧電力取扱者労働安全衛生講習会(出席負担金)	12			現行どおりとする。
愛媛県自然環境保全協議会	10	愛媛県自然環境保全協議会	3	別子山村は、脱退する。
ツガザクラ自然保護協議会	10	ツガザクラ自然保護協議会	10	別子山村は、脱退する。
全国都市清掃会議(負担金)(使用済み乾電池管理費等経費)	60			現行どおりとする。
全国都市清掃会議(負担金)	104			現行どおりとする。
都市清掃会議中四国協議会(負担金)	3			現行どおりとする。
愛媛県清掃事業協会	300	愛媛県清掃事業協会	3	別子山村は、脱退する。
県下12市廃棄物処理担当者協議会	10			現行どおりとする。
公害健康被害補償協会	1,560			現行どおりとする。
グリーン購入ネットワーク	10			現行どおりとする。
全国都市清掃会議(廃棄物処理実務担当者研修会)(出席負担金)	5			現行どおりとする。
廃棄物処理施設技術管理者等地方ブロック別研修会(出席負担金)	16			現行どおりとする。
新居浜市雇用対策協議会	0			現行どおりとする。
連合愛媛新居浜地域協議会	0			現行どおりとする。
新居浜労働組合連絡協議会	0			現行どおりとする。
全国じん肺患者同盟新居浜別子支部	143			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
(財)新居浜労働会館	1,045			現行どおりとする。
新居浜地区労働者福祉協議会	0			現行どおりとする。
(社)新居浜市シルバー人材センター	0			現行どおりとする。
新居浜市勤労者青少年ホームグループ協議会	481			現行どおりとする。
新居浜商店街連盟	0			現行どおりとする。
喜光地商栄会	0			現行どおりとする。
新居浜商業振興協同組合	4,200			現行どおりとする。
新居浜商工会議所	0			現行どおりとする。
商工業振興対策協議会	0			現行どおりとする。
新居浜機械産業協同組合	0			現行どおりとする。
(社)新居浜市観光協会	10,944	宇摩観光協会	89	別子山村は、脱退する。
新居浜物産協会	0			現行どおりとする。
四国ブロック勤労者青少年ホーム連絡協議会(負担金)	25			現行どおりとする。
愛媛県勤労者青少年ホーム連絡協議会(負担金)	10			現行どおりとする。
愛媛県勤労者福祉施設運営協議会(負担金)	50			現行どおりとする。
(財)東予産業創造センター(建設負担金)	15,093			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
産業の歩みと技術を考える交流会議(負担金)	60			現行どおりとする。
全国鉱山所在市町村連絡協議会(負担金)	15			現行どおりとする。
(社)愛媛県物産協会(負担金)	20			現行どおりとする。
(社)愛媛県観光協会(負担金)	120	(社)愛媛県観光協会(負担金)	15	別子山村は、脱退する。
NB観光推進協議会(負担金)	550	NB観光推進協議会(負担金)	170	合併時、新居浜市に統合する
四国観光立県推進愛媛協議会(負担金)	338	四国観光立県推進愛媛協議会(負担金)	11	別子山村は、脱退する。
東予六市観光連絡会(負担金)	760			現行どおりとする(ただし会則にもとづく)
愛媛県産品愛用運動推進協議会	80			現行どおりとする(ただし会則にもとづく)
マインドピア別子(負担金)	17,441			現行どおりとする。
東予観光連盟(負担金)	50	東予観光連盟(負担金)	10	別子山村は、脱退する。
道の駅」連絡会(負担金)	50			現行どおりとする。
愛媛県生活交通確保対策西条地区協議会	0			現行どおりとする。
マインドピアを楽しく育てる会(3年ごと)	285			現行どおりとする。
愛媛県農林統計協会	30	愛媛県農林統計協会	20	別子山村は、脱退する。
		農業指導者連絡協議会	4	別子山村は、脱退する。
		地域農業普及事業推進協議会	51	別子山村は、脱退する。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
農業改良普及事業協会	250			現行どおりとする。
農業構造改善対策協議会	8			現行どおりとする。
		広域営農団地推進協議会	20	別子山村は、脱退する。
新居広域営農団地推進協議会	30			現行どおりとする。
東部家畜衛生推進協議会	16			現行どおりとする。
愛媛県畜産会	54			現行どおりとする。
新居宇摩農業共済組合	2,500	新居宇摩農業共済組合(補助金)	50	合併時に統一するものとする。
愛媛県漁業協同組合連合会	500			現行どおりとする。
燧灘海域漁業秩序確立対策協議会	30			現行どおりとする。
愛媛県漁港協会	483			現行どおりとする。
愛媛県沿岸漁業振興促進協議会	20			現行どおりとする。
フィッシャリーナ協会	50			現行どおりとする。
愛媛県森林土木協会	735	愛媛県森林土木協会	750	別子山村は、脱退する。
東予流域活性化センター	1,100	東予流域林業活性化センター	267	別子山村は、脱退する。
愛媛県林業構造改善推進団体協議会	18			現行どおりとする。
新居地区林材業振興会議	500	宇摩林材業振興会議	175	別子山村は、脱退する。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市 金額	別子山村名称	別子山村 金額	調整方針
東予地方公有林経営改善協議会	52	公有林野経営改善協議会	75	別子山村は、脱退する。
(財)日本さくらの会	10			現行どおりとする。
(財)愛媛県農林漁業後継者育成基金	47	県林業労働力確保支援センター	20	別子山村は、脱退する。
西条 新居浜地区広域基幹林道開設促進期 成同盟会	100			現行どおりとする。
		広域基幹林道法皇線開設促進協議会	38	別子山村は、脱退する。
(財)愛媛の森林基金	809	(財)愛媛の森林基金	80	別子山村は、脱退する。
		県公団造林協議会	15	現行どおりとする。
		林野振興対策協議会	19	現行どおりとする。
		緑の少年隊	80	現行どおりとする。
		全国森林ふれあい協会	30	現行どおりとする。
新居浜市阿島土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市大島土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市大生院土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市金子土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市上泉川土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市岸之下土地改良区				現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市 金額	別子山村名称	別子山村 金額	調整方針
新居浜市下泉土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市庄内土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市治良丸土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市新須賀土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市角野土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市多喜浜土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市旦之上土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市中村土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市新居浜土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市萩生土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市垣生土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市松神子土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市吉岡泉土地改良区				現行どおりとする。
船木泉川(池田池)土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市洪水土地改良区				現行どおりとする。
新居浜市高柳土地改良区				現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
新居浜市土地改良協議会	380	宇摩地区土地改良事業団体協議会	30	別子山村は、脱退する。
全国勤労青少年ホーム協議会(正会員会費)	40			現行どおりとする。
日本関税協会(会費)	48			現行どおりとする。
日本関税協会神戸支部新居浜分会(会費)	6			現行どおりとする。
(社)発明協会愛媛支部(会費)	50			現行どおりとする。
(社)全国シルバー人材センター事業協会(賛助会費)	50			現行どおりとする。
(社)愛媛県シルバー人材センター連合会(賛助会費)	30			現行どおりとする。
愛媛県信用保証協会(補助金)	82			現行どおりとする。
愛媛県産業貿易振興協会(負担金)	50			現行どおりとする。
新居地方土地改良協議会(負担金)(農地管理費)	220			現行どおりとする。
県土地改良事業団体連合会(負担金)(農地管理費)	24			現行どおりとする。
県土地改良事業団体連合会(負担金)(ため池整備事業)	100			現行どおりとする。
新居地方土地改良協議会(負担金)(ため池整備事業)	71			現行どおりとする。
愛媛県土地改良事業団体連合会		愛媛県土地改良団体協議会	1	別子山村は、脱退する。
		全国山振連盟県支部(負担金普通会計)	35	現行どおりとする。
		全国山振連盟県支部(負担金特別会計)	25	現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
新居浜駅前地区まちづくり協議会	165			現行どおりとする。
高知 徳島 新居浜間産業開発道路建設促進期成同盟会	180	高知 徳島 新居浜間産業開発道路建設促進期成同盟会	80	別子山村は、脱退する。
国道11号新居浜バイパス建設促進期成同盟会	513			現行どおりとする。
新居浜市主要幹線道路整備促進期成同盟会	500			現行どおりとする。
県道壬生川 新居浜 野田線整備促進期成同盟会				廃止を含め、会の存続を検討する
日本道路協会	30	日本道路協会	30	事業実施自治体の負担額のため、合併時、新居浜市として継続する。
国道194号改良促進期成同盟会	15			現行どおりとする。
		国道319号整備促進期成同盟会	20	現行どおりとする。
		愛媛県産業開発道路協会	121	別子山村は、脱退する。
		高知本山伊予三島線整備促進期成同盟会	10	別子山村は、脱退する。
愛媛県市町村道整備促進期成同盟会	15	愛媛県市町村道整備促進期成同盟会	8	別子山村は、脱退する。
四国国道協会	40			現行どおりとする。
愛媛県四国縦貫 横断自動車道建設促進協議会	227			現行どおりとする。
愛媛県街路事業促進協議会	50			現行どおりとする。
全国街路事業促進協議会	23			現行どおりとする。
県土木協会	2,000	県土木協会	154	事業実施自治体の負担額のため、合併時、新居浜市として継続する。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
土木学会	80			現行どおりとする。
全国建築審査協議会	50			現行どおりとする。
日本建築行政会議	100			現行どおりとする。
四国地区用地対策協議会	40	四国地区用地対策協議会	40	事業実施自治体の負担額のため、合併時、新居浜市として継続する。
都市計画協会	180			現行どおりとする。
日本公園緑地協会	60			現行どおりとする。
全国都市公園整備促進協議会	50			現行どおりとする。
インテリジェントシティ整備推進協議会	100			現行どおりとする。
日本土地地区画整理協会	185			現行どおりとする。
区画整理促進機構	50			現行どおりとする。
既成市街地区画整理促進協議会	100			現行どおりとする。
海上保安協会	100			現行どおりとする。
日本旅客船協会	92			現行どおりとする。
四国旅客船協会	138			現行どおりとする。
全国海岸協会	30			現行どおりとする。
四国河川協議会	40			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市 金額	別子山村名称	別子山村 金額	調整方針
日本下水道協会	529			現行どおりとする。
日本下水道協会中国四国地方支部	123			現行どおりとする。
日本下水道協会愛媛県支部	60			現行どおりとする。
日本下水道事業団	677			現行どおりとする。
下水道事業委託自治体連盟				現行どおりとする。
全国治水砂防協会				現行どおりとする。
全国防災協会				現行どおりとする。
全国水防管理団体連合会				現行どおりとする。
全国市町村土壌浄化法連絡協議会				現行どおりとする。
新居地区建設事業推進連絡会				現行どおりとする。
内外情勢調査会	189			現行どおりとする。
全国高速自動車道市議会協議会	20			現行どおりとする。
四国市議会議長会	99			現行どおりとする。
市議会議員共済会	442			現行どおりとする。
全国市議会議長会	757			現行どおりとする。
広域行政圏市議会協議会	15			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
新産業都市建設促進市議会協議会	33			現行どおりとする。
愛媛県市議会議長会	81			現行どおりとする。
新居浜・西條両市議団市政協議会(負担金)(4年ごとに持ち回り)				現行どおりとする。
東予六市議会議長会	50	宇摩郡町村議長会	511	別子山村は、脱退する。
和解仲介委員会				現行どおりとする。
違反転用小委員会				現行どおりとする。
小作料協議会				現行どおりとする。
県農業会議(賛助拠出金)	454	県農業会議(賛助拠出金)	70	別子山村は、脱退する。
新居地区農委協議会(負担金)	150	宇摩地区農業委員協議会	80	別子山村は、脱退する。
県農業者連絡協議会(負担金)	5			現行どおりとする。
愛媛県都市監査委員協議会	21			現行どおりとする。
四国各市監査委員協議会	2			現行どおりとする。
西日本都市監査事務研修会	3			現行どおりとする。
全国都市監査委員会	56			現行どおりとする。
		愛媛県監査委員協議会	50	別子山村は、脱退する。
		宇摩郡監査委員協議会	20	別子山村は、脱退する。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
全国教育研究所連盟(負担金)	20			現行どおりとする。
中国四国地区教育研究所連盟(負担金)	5			現行どおりとする。
愛媛県教育研究所連盟(負担金)	45			現行どおりとする。
新居浜市学校教育推進協議会(補助金)	1,450			現行どおりとする。
新居浜市教育振興会(運営費補助金)	399			現行どおりとする。
小中学校音楽教育振興会(補助金)	50			現行どおりとする。
全国適応指導教室連絡協議会(負担金)	5			現行どおりとする。
公立学校施設整備期成会(分担金)	142			現行どおりとする。
全国都市教育長協議会(年間会費)	20			現行どおりとする。
四国都市教育長協議会(年間会費)	30			現行どおりとする。
愛媛県都市教育委員会連絡協議会(年間会費)	226	愛媛県市町村教育委員会連合会	30	別子山村は、脱退する。
		愛媛県町村教育長会	20	別子山村は、脱退する。
		愛媛県へき地教育振興会	50	現行どおりとする。
新居浜地区集団給食協議会(負担金)	13			現行どおりとする。
安全運転協議会(負担金)	8			現行どおりとする。
愛媛県小学校体育連盟(負担金補助金)	322			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
新居浜市小学校保健会(補助金)	108			現行どおりとする。
新居浜市中学校保健会(補助金)	60			現行どおりとする。
愛媛県中学校体育連盟(負担金補助金)	975			現行どおりとする。
自治体国際化協会(負担金)	1,361			現行どおりとする。
愛媛県視聴覚協会(負担金)	94			現行どおりとする。
愛媛県同和教育協議会(市町村分担金)	645	愛媛県同和教育協議会(市町村分担金)	2	別子山村は、脱退する。
世界連邦宣言自治体全国協議会(負担金)	13			現行どおりとする。
全国国公立幼稚園長会(負担金)	17			現行どおりとする。
愛媛県幼稚園連合会(負担金)	20			現行どおりとする。
愛媛県国公立幼稚園教育研究協議会(負担金)	22			現行どおりとする。
公民館振興市町村長連盟(会員会費)	10	公民館振興市町村長連盟(会員会費)	5	別子山村は、脱退する。
郡市公民館連合(会費負担金)	383	宇摩地区公民館連絡協議会	16	別子山村は、脱退する。
日本図書館協会(負担金)	59			現行どおりとする。
愛媛図書館協会(負担金)	46			現行どおりとする。
愛媛県少年補導委員連絡協議会(負担金)	20			現行どおりとする。
愛媛県少年補導センター連絡協議会(負担金)	20			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
日本博物館協会(負担金)	50			現行どおりとする。
四国博物館協会(負担金)	6			現行どおりとする。
愛媛博物館協会(負担金)	6			現行どおりとする。
愛媛県スポーツ振興会(負担金)	169	愛媛県スポーツ振興会(負担金)	1	別子山村は、脱退する。
愛媛県体育施設協会(会費)	15			現行どおりとする。
		宇摩地教委連絡協議会	20	別子山村は、脱退する。
		社会教育連絡協議会(会費)	8	別子山村は、脱退する。
		日本体育学校健康センター(小)	5	市の制度を適用する。
		日本体育学校健康センター(中)	7	市の制度を適用する。
		小中学校保健協会	2	別子山村は、脱退する。
		宇摩視聴覚教育協議会(会費)	12	別子山村は、脱退する。
校区体育振興会	0			現行どおりとする。
新居浜市連合体育振興会	0	別子山村スポーツ振興会	50	合併時、新居浜市に統合する
新居浜市体育指導委員協議会	0			現行どおりとする。
愛媛県同和教育協議会新居浜支部	812	愛媛県同和教育協議会別子山村支部	200	合併時、新居浜市に統合する
新居浜市学校給食会	18			現行どおりとする。

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
新居浜市学校教育推進協議会	0			現行どおりとする。
新居浜市教育振興会	399			現行どおりとする。
新居浜市小中学校音楽教育振興会	0			現行どおりとする。
新居浜市小学校体育連盟	0	宇摩学校体育会(小)	5	別子山村は、脱退する。
新居浜市中学校体育連盟	0	宇摩学校体育会(中)	7	別子山村は、脱退する。
新居浜市学校保健会	0			現行どおりとする。
新居浜市連合婦人会	0	婦人会(補助金)	50	合併時、新居浜市に統合する。
新居浜市PTA連合会	0	別子小中学校PTA	180	合併時、新居浜市に統合する。
新居浜市愛護班連絡協議会	600			現行どおりとする。
新居浜市青年協議会	150	青年団(補助金)	50	合併時、新居浜市に統合する
新居浜市少年補導委員協議会	0			現行どおりとする。
ボーイスカウト新居浜地区委員会	0			現行どおりとする。
ガールスカウト新居浜地区委員会	0			現行どおりとする。
新居浜文化協会	1,000	別子山村文化協会	150	合併時、新居浜市に統合する
新居浜市郷土芸能保存連絡協議会		民謡保存会	0	合併時、新居浜市に統合する
新居浜体育協会				現行どおりとする。
愛媛県体育指導委員協議会(会費及び負担金)	88	愛媛県体育指導委員協議会(会費及び負担金)	12	合併時に新居浜市に統合する
		別子小学校教育振興会	150	廃止し、市の制度を適用する

公共的団体等(補助団体を含む)等の取扱いの調整方針

(単位:千円)

新居浜市名称	新居浜市金額	別子山村名称	別子山村金額	調整方針
		別子小学校体育文化振興会	150	廃止し、市の制度を適用する
		別子中学校教育振興会	150	廃止し、市の制度を適用する
		別子中学校体育文化振興会	150	廃止し、市の制度を適用する
		宇摩地区消防連絡協議会	4	別子山村は、脱退する。
公務災害共済等(負担金)	14,473	愛媛県消防協会	194	新居浜市の制度に統一する。
婦人防火クラブ(活動助成金)	366	別子婦人防火クラブ	50	合併時、新居浜市に統合する
新居浜海事振興会				現行どおりとする。
新居浜港湾運送協会				現行どおりとする。
新居浜地区海運協会				現行どおりとする。
海上保安協会新居浜支部				現行どおりとする。
全国港湾労働組合新居浜支部				現行どおりとする。
内海水先人新居浜詰所				現行どおりとする。
三水会				現行どおりとする。
		宇摩地区水道協議会	13	別子山村は、脱退する。
日本水道協会本部(会費)	283			現行どおりとする。
日本水道協会中国四国地方支部(会費)	113			現行どおりとする。
日本水道協会愛媛県支部(会費)	60			現行どおりとする。
愛媛県水道協会(会費)	1	愛媛県水道協会(会費)	3	別子山村は、脱退する。

参考資料 16 協議第 16 号関係（事業費補助金等の取扱い）

事業費補助金等の取扱い

合併関係市町村が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整をします。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
防災行政無線施設維持管理分担金	224	防災行政無線施設維持管理分担金	224	別子山にも継続して施設を置く方針で検討。分担金は県が決定
地上系防災行政無線更新分担金	4,256	地上系防災行政無線更新分担金	4,256	別子山にも継続して施設を置く方針で検討。分担金は県が決定
職員自主研究グループ活動助成	100			当面、現行どおりとする。
職員通信教育講座助成	20			当面、現行どおりとする。
新居浜市職員互助会運営事業補助	28,437			当面、現行どおりとする。
新居浜市職員互助会厚生事業補助	25,115			当面、現行どおりとする。
市民が主役のまちづくり事業補助	14,000			当面、現行どおりとする。
市連役員研修会補助	128			当面、現行どおりとする。
新居浜市連合自治会防犯活動運営事業補助	8,610			当面、現行どおりとする。
市連理事先進地研修補助	340			当面、現行どおりとする。
市連総会補助	35			当面、現行どおりとする。
市連諸行事保険料補助	178			当面、現行どおりとする。
コミュニティ施設整備事業補助	8,377			当面、現行どおりとする。
『いいはま市人会』関東支部発足会補助金	200			当面、現行どおりとする。
ともしび母親クラブ活動助成	1,323			当面、現行どおりとする。
精神障害者小規模作業所運営事業	9,720			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
精神障害者グループホーム運営補助金	9,540			当面、現行どおりとする。
私立保育所運営費等補助	20,000			当面、現行どおりとする。
私立保育所整備事業補助	3,870			当面、現行どおりとする。
延長保育事業費補助(11時間以上開所分)	60,060			当面、現行どおりとする。
延長保育事業費補助(夕方延長分)	15,352			当面、現行どおりとする。
認可外保育施設健康支援事業補助	493			当面、現行どおりとする。
敬老会補助金	53,865			当面、現行どおりとする。
愛媛県公衆浴場環境衛生協同組合新居浜支部補助金	4,277			当面、現行どおりとする。
老人保健施設建設補助	16,343			当面、現行どおりとする。
介護サービス住宅改修支援負担金	1,080			当面、現行どおりとする。
シルバー交流事業補助金	720			当面、現行どおりとする。
社会福祉法人減免支援補助金	3,131			当面、現行どおりとする。
大島診療所管理運営補助金	1,378			当面、現行どおりとする。
ふれあいのまちづくり事業補助	3,528			当面、現行どおりとする。
地域福祉バス運営事業補助	3,365			当面、現行どおりとする。
生活福祉金貸付利子補給補助	38			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
心身障害者扶養共済費負担金	24,877			当面、現行どおりとする。
身体障害者用住宅整備事業補助金	3,996			当面、現行どおりとする。
身体障害者在宅福祉対策事業費 運転免許 取得費補助金	800			当面、現行どおりとする。
身体障害者体育大会等補助金	191			当面、現行どおりとする。
共同作業所運営補助金	11,664			当面、現行どおりとする。
知的障害者グループホーム運営補助金	7,204			当面、現行どおりとする。
福祉のつどい(身障連合会)	268			当面、現行どおりとする。
各種県大会参加バス借上(身障連合会)	673			当面、現行どおりとする。
環境フェア実行委員会負担金	800			当面、現行どおりとする。
磯浦町連合自治会館敷地借地料補助	386			当面、現行どおりとする。
下東田自治会館敷地借地料補助	287			当面、現行どおりとする。
新居浜市洪水土地改良区連合農業幹線水路 清掃事業補助	1,777			当面、現行どおりとする。
阿島土地改良区水路回収事業等補助	4,100			当面、現行どおりとする。
磯浦町連合自治会管理地山崩れ防止補助	504			当面、現行どおりとする。
公衆浴場設備改善補助	6,625			当面、現行どおりとする。
公衆浴場設備改善資金利子補給事業補助	76			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
生ゴミ処理機等設置補助	3,855	生ゴミ処理容器購入助成	15	新居浜市の制度に統一する。
資源ごみ集団回収補助	15,955			当面、現行どおりとする。
不用品リサイクルフェア補助金	100			当面、現行どおりとする。
合併処理浄化槽設置整備事業補助	19,740	合併処理浄化槽設置整備事業補助	432	新居浜市の制度に統一する。
国保杯クロッケー大会補助金	100			当面、現行どおりとする。
女性総合センター事業補助金	1,641			当面、現行どおりとする。
新居浜機械産業協同組合活動事業補助金	1,663			当面、現行どおりとする。
物産展開催事業補助金	250			当面、現行どおりとする。
新居浜市雇用対策協議会補助事業	2,682			当面、現行どおりとする。
新居浜地区メーデー補助金	326			当面、現行どおりとする。
新居浜地区メーデー補助金	54			当面、現行どおりとする。
新居浜地区労働者福祉協議会補助事業	500			当面、現行どおりとする。
新居浜市高齢者労働能力活用事業	13,970			当面、現行どおりとする。
新居浜商工会議所活動強化対策事業補助金	665			当面、現行どおりとする。
新居浜商工会議所小規模事業補助金	903			当面、現行どおりとする。
新居浜商工会議所産業振興対策事業補助金	2,850			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
新居浜商工会議所青年部活動事業補助金	760			当面、現行どおりとする。
新居浜商工会議所女性会活動事業補助金	380			当面、現行どおりとする。
商工業振興対策事業	200			当面、現行どおりとする。
新居浜機械産業協同組合活動事業補助金	1,663			当面、現行どおりとする。
貯蓄奨励事業補助金	103			当面、現行どおりとする。
店舗診断事業補助金	114			当面、現行どおりとする。
商店街活性化事業補助金 新居浜商店街連盟(夜市・夏まつり)	1,900			当面、現行どおりとする。
商店街活性化事業補助金 喜光地商栄会(夜市・稲荷市)	475			当面、現行どおりとする。
消費者ふれあい事業補助金 新居浜商店街連盟(冬まつり)	1,425			当面、現行どおりとする。
消費者ふれあい事業補助金 喜光地商栄会(冬まつり)	475			当面、現行どおりとする。
中小企業振興資金保証料助成金	2,500			当面、現行どおりとする。
中小企業振興補助金	15,000			当面、現行どおりとする。
ベンチャー企業育成事業補助金	4,000			当面、現行どおりとする。
農林漁業振興事業資金利子補給金	1,222			当面、現行どおりとする。
生産調整推進対策費(水田営農高度化推進事業)	770			当面、現行どおりとする。
生産調整推進対策費(水田営農活性化事業)	240			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
若い農業者就農促進対策費	150			当面、現行どおりとする。
農畜産物共励展示費(新居浜農業まつり)	950			当面、現行どおりとする。
地域農業活性化対策事業(キュウリ予冷庫設置)	1,649			当面、現行どおりとする。
地域農業活性化対策事業(養液土耕栽培施設設置)	8,700			当面、現行どおりとする。
		銅山川稚魚放流事業	100	銅山川漁協との調整を要する。
水産振興事業(新居浜漁協施設修繕事業)	1,140			当面、現行どおりとする。
水産振興事業(中間育成放流事業)	523			当面、現行どおりとする。
水産振興事業(垣生漁協給水ポンプ補修等事業)	950			当面、現行どおりとする。
漁協合併推進事業				当面、現行どおりとする。
林業振興事業補助金(債務負担)	34,377			当面、現行どおりとする。
広域基幹林道開設付帯事業補助金	3,216			当面、現行どおりとする。
森林整備担い手確保育成対策事業補助金	570			当面、現行どおりとする。
林道開設事業補助金	6,000			当面、現行どおりとする。
林道管理補助金	1,382			当面、現行どおりとする。
水土保全森林緊急間伐対策事業補助金	19,410			当面、現行どおりとする。
林業・木材産業構造改革事業補助金	30,000			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
広域基幹林道開設負担金	9,000			当面、現行どおりとする。
県単独土地改良事業(農道改良事業)	39,611			当面、現行どおりとする。
県単独土地改良事業(かんがい排水事業)	53,492			当面、現行どおりとする。
県単独土地改良事業(農道舗装事業)	2,008			当面、現行どおりとする。
土地改良施設維持管理適正化事業(ため池補修事業)	2,075			当面、現行どおりとする。
土地改良施設維持管理適正化事業(水路補修事業)	9,545			当面、現行どおりとする。
市単独土地改良事業(水路改良事業)	27,400			当面、現行どおりとする。
市単独土地改良事業(農道改良事業)	4,600			当面、現行どおりとする。
市単独土地改良事業(ため池用地測量)	1,000			当面、現行どおりとする。
市単独土地改良事業(登記関係事業)	5,000			当面、現行どおりとする。
ふるさと水と土保全対策補助	50			当面、現行どおりとする。
農道台帳整理業務負担金(均等割)	15			別子山の面積を加え当面、現行どおりとする
石原水源対策補助金(揚水機維持管理費)	500			当面、現行どおりとする。
金子土地改良区補助金(土地改良事業補助)	400			当面、現行どおりとする。
新居浜土地改良区補助金(土地改良事業補助)	200			当面、現行どおりとする。
土地改良事業補助金(債務負担行為)	72,372			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
県営ため池整備事業負担金	5,250			当面、現行どおりとする。
休廃止鉱山公害防止 (住友金属鉱山(株))	3,271			当面、現行どおりとする。
生活路線維持運行(瀬戸内運輸(株))	25,770	生活路線維持運行(瀬戸内運輸(株))	4,000	合併時に新居浜市に引き継ぐ
		土地改良球技大会負担金	20	合併時には廃止する。
四国の観光展(負担金)	34			当面、現行どおりとする(ただし会則にもとづく)
マインピア別子電照看板設置(負担金)	158			当面、現行どおりとする。
企業立地促進補助金	50,000			現行どおりとする。
人生記念植樹事業補助金	150			当面、現行どおりとする。
自歩道緑化連絡協議会(住鉄ふれあい倶楽部)	200			当面、現行どおりとする。
県営事業負担金	5,000			当面、現行どおりとする。
政務調査費補助金(議員一人当たり年額216千円)	7,344			当面、現行どおりとする。
定時制教育振興助成補助金	475			当面、現行どおりとする。
愛媛県小学校陸上運動記録会選手派遣補助金	150			当面、現行どおりとする。
新居浜市学校保健研究大会補助金	100			当面、現行どおりとする。
大島小学校給食事業補助金	101			当面、現行どおりとする。
新居浜市学校給食会専門部事業補助金	18			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
学校給食収納管理事務事業補助金	2,514			当面、現行どおりとする。
小学校図書館司書補補助金	7,650			当面、現行どおりとする。
情緒障害児学級通学費補助金	1,725			当面、現行どおりとする。
愛媛県中学校総合体育大会選手派遣補助金	8,100			当面、現行どおりとする。
四国中学校総合体育大会選手派遣補助金	1,100			当面、現行どおりとする。
東予地区中学校新人体育大会負担金補助金	50			当面、現行どおりとする。
東予地区中学校新人体育大会選手派遣補助金	600			当面、現行どおりとする。
愛媛県中学校駅伝競走大会選手派遣補助金	737			当面、現行どおりとする。
全国駅伝大会選手派遣補助金	355			当面、現行どおりとする。
全国中学校総合体育大会選手派遣補助金	1,000			当面、現行どおりとする。
学校給食米差額補助金	1,632			当面、現行どおりとする。
愛媛県中学校新人体育大会選手派遣補助金	783			当面、現行どおりとする。
愛媛県中学校総合体育大会指導者派遣補助金	475			当面、現行どおりとする。
中学校図書館司書補補助金	4,500			当面、現行どおりとする。
中学校情緒障害児学級通学費補助金	120			当面、現行どおりとする。
幼稚園就園奨励費補助金	34,064			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
私立幼稚園私学助成補助金	4,957			当面、現行どおりとする。
PTA各種行事補助金	393			当面、現行どおりとする。
連合婦人会活動等補助金	647			当面、現行どおりとする。
愛媛県同和教育協議会新居浜支部活動事業補助金	1,245	愛媛県同和教育協議会別子山支部活動事業補助金	200	合併時に新居浜市に統合する
新居浜凧揚げ大会事業補助金	160			当面、現行どおりとする。
新居浜市小中学校将棋大会補助金	50			当面、現行どおりとする。
新居浜市青年協議会事業補助金	778			当面、現行どおりとする。
市民茶会補助金	143			当面、現行どおりとする。
文化財保護事業補助金	195			当面、現行どおりとする。
校区文化祭補助金	1,530			当面、現行どおりとする。
秋の芸術祭事業補助	105			当面、現行どおりとする。
新居浜市体育協会育成事業補助金	1,400			当面、現行どおりとする。
地域体育振興事業補助金	2,958			当面、現行どおりとする。
地域スポーツクラブ育成事業補助金	150			当面、現行どおりとする。
新居浜市連合体育振興会視察研修費補助金	148			当面、現行どおりとする。
新居浜市社会体育振興事業補助金	910			当面、現行どおりとする。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
市長旗争奪高校野球大会補助金	100			当面、現行どおりとする。
近県ソフトテニス大会補助金	100			当面、現行どおりとする。
近県柔道大会補助金	100			当面、現行どおりとする。
近県剣道大会補助金	100			当面、現行どおりとする。
市民マラソン大会補助金	67			当面、現行どおりとする。
愛媛スポーツレクレーション祭西条大会選手派遣補助金	350			当面、現行どおりとする。
愛媛スポーツレクレーション祭選手派遣補助金	950			当面、現行どおりとする。
国民体育大会夏季大会等選手派遣補助金	150			当面、現行どおりとする。
愛媛スポーツレクレーション祭西条地方大会負担金	50			当面、現行どおりとする。
駅伝競走大会補助金	700			当面、現行どおりとする。
各種競技大会選手派遣補助金(市民体育充実強化費)	2,500			当面、現行どおりとする。
市民水泳大会補助金	100			当面、現行どおりとする。
		校区別同和教育懇談会事業	28	当面、現行どおりとする。
		通学バス定期代補助	375	合併以後5年間存続し、以降廃止する。
		ゆらぎの森宿泊体験学習補助	240	合併以後5年間存続し、以降廃止する。
		小中学校少年自然の家体験学習補助(車借上)	300	合併以後5年間存続し、以降廃止する。

事業費補助金等の取扱いについての調整方針

(単位:千円)

新居浜市	新居浜市 金額	別子山村	別子山村 金額	調整方針
		小中学校部活等交流費補助(車借上)	170	合併以後 5年間存続し、以降廃止する。
		小学校交流学习会補助(車借上)	40	小中学校部活等交流費補助事業に統合する。
		小中学校送別遠足補助(車借上)	260	合併により廃止
総務費市負担金	115,320			当面、現行どおりとする。
港湾改修(重要)事業市負担金	53,334			当面、現行どおりとする。
港湾環境整備事業市負担金(本港地区)	400,000			当面、現行どおりとする。
港湾環境整備事業市負担金(東港地区)	26,667			当面、現行どおりとする。
海岸(高潮)事業市負担金	10,000			当面、現行どおりとする。
海岸(補修)事業市負担金	5,000			当面、現行どおりとする。
施設整備事業市負担金	33,248			当面、現行どおりとする。
災害復旧事業市負担金	0			当面、現行どおりとする。
マリーナ運営費市負担金	56,585			当面、現行どおりとする。
国領川総合開発事業計画に基づく補助事業 (電力料等)	12,923			当面、現行どおりとする。

参考資料 17 協議第 17 号関係（消防団の取扱い）

消防団の取扱い

合併関係市町村の間で、消防団の組織、団員の身分取扱いなどが異なっている場合は、その円滑な統合に向けた協議を行います。

消 防 団

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
組織	消防団長 1名 副団長 3名 16分団 新居浜東分団 新居浜西分団 金子東分団 金子南分団 金子中分団 金子西分団 高津分団 垣生分団 神郷分団 多喜浜分団 大島分団 泉川分団 船木分団 中秋分団 大生院分団 角野分団	消防団長 1名 副団長 1名 3分団 本部分団 第1分団 第2分団	組織体制が異なる。	合併時に新居浜市に統合する
分団員及び消防機械器具等の配置等	定数 712名 現員数 712名 消防ポンプ自動車 23台 小型動力ポンプ 20台 小型動力ポンプ積載車 23台	定数 50名 現員数 45名 消防ポンプ自動車 0台 小型動力ポンプ 8台 小型動力ポンプ積載車 4台		''
年報酬	団長 206,700円 副団長 154,900円 分団長 132,600円 副分団長 71,500円 部長 57,100円 班長 32,300円 団員 27,500円	団長 91,000円 副団長 62,000円 分団長 46,000円 副分団長 35,000円 班長 30,000円 団員 23,000円	年報酬が異なる。	合併時に新居浜市の制度に統一する

消 防 団

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
費用弁償	家屋火災出動 1,950円/回 山林火災出動 2,530円/回（4時間を超えるときは4時間ごとに1,130円を加算する） 水防出動 2,530円/回（4時間を超えるときは4時間ごとに1,130円を加算する） 警戒出動 1,820円/回 訓練出動 1,820円/回 賄費 940円/回 機関員手当 1,550円/月 被服損料 2,970円/年	災害等出動（水火災・搜索・救助等）8,000円/日 訓練（総合・操法等）4,000円/日 その他（機械器具の点検・啓蒙等）2,000円/日	費用弁償額が異なる。	原則的に新居浜市の制度に統一する。ただし一部新居浜市の費用弁償については合併前に見直しを行う。
被服	制服 1着 貸与期間 5年 帽子 1着 貸与期間 5年	班長以上 制服 1着 貸与期間 5年 帽子 1着 貸与期間 5年 夏服・帽子 1着 貸与期間 5年 団員全員 略帽 1個 貸与期間 5年 作業衣 1着 貸与期間 5年 靴 1足 貸与期間 5年	被服貸与制度が異なる	合併時に新居浜市の制度に統一する
公務災害補償	消防団員等公務災害補償等共済基金	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合（上部団体 消防団員等公務災害補償等共済基金）		合併時に新居浜市の制度に統合する
退職報償金	消防団員等公務災害補償等共済基金	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合（上部団体 消防団員等公務災害補償等共済基金）		合併時に新居浜市の制度に統合する

参考資料 18 協議第 18 号関係（慣行の取扱い）

慣行の取扱い

市町村民憲章、市町村の歌、市町村の花・木、各種宣言、各種行事などの慣行については、その取扱いを協議し、合併市町村にふさわしいものとしていく必要があります。

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
市章	昭和12年11月3日市制施行にあわせ、大阪毎日新聞社に於いて全国より募集選定されたものを贈呈を受け、制定。	昭和56年制定 美しい山里の図案化 手を広げ、大きく羽ばたきたいという願いを込めている。		新居浜市の市章を用いるものとする。
名誉市民制度	新居浜市名誉市民条例 同施行規則 新居浜市表彰規程	別子山村表彰条例	村の表彰条例は市の名誉市民条例、同施行規則、表彰規程、職員表彰規程まで包括されており 又村長在職何年等その基準が明確に謳われている。	合併時に新居浜市の制度に統一する。
市民憲章	新居浜市市民憲章(昭和47年 市民公募にて決定した。) 新居浜市高齢者憲章(平成4年11月3日制定) 平和都市宣言(昭和32年12月20日議決) 安全都市宣言(昭和36年12月23日議決) 核兵器廃絶都市宣言(昭和59年3月9日議決) 健康都市宣言(昭和62年3月3日議決) ゆとり創造宣言(平成2年12月19日議決) 人権尊重都市宣言(平成5年9月7日議決) 生涯学習都市宣言(平成9年9月29日議決) 男女共同参画都市宣言(平成12年3月6日議決)	人権尊重の村宣言(平成5年1月4日)	別子山村には人権尊重の村宣言のみであり、その趣旨も一致しているため問題はない。	合併時に新居浜市の制度に統一する。 ただし、市民憲章については今年度見直しを実施する。
市の花、木	花 つつじ 木 くす (市制施行30周年を記念して選定)	花 シャクナゲ 木 ゴヨウマツ (但し条例等の制定は無し)	別子山村については、規定ではなく一般的認識で村の花・木としている。	新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。